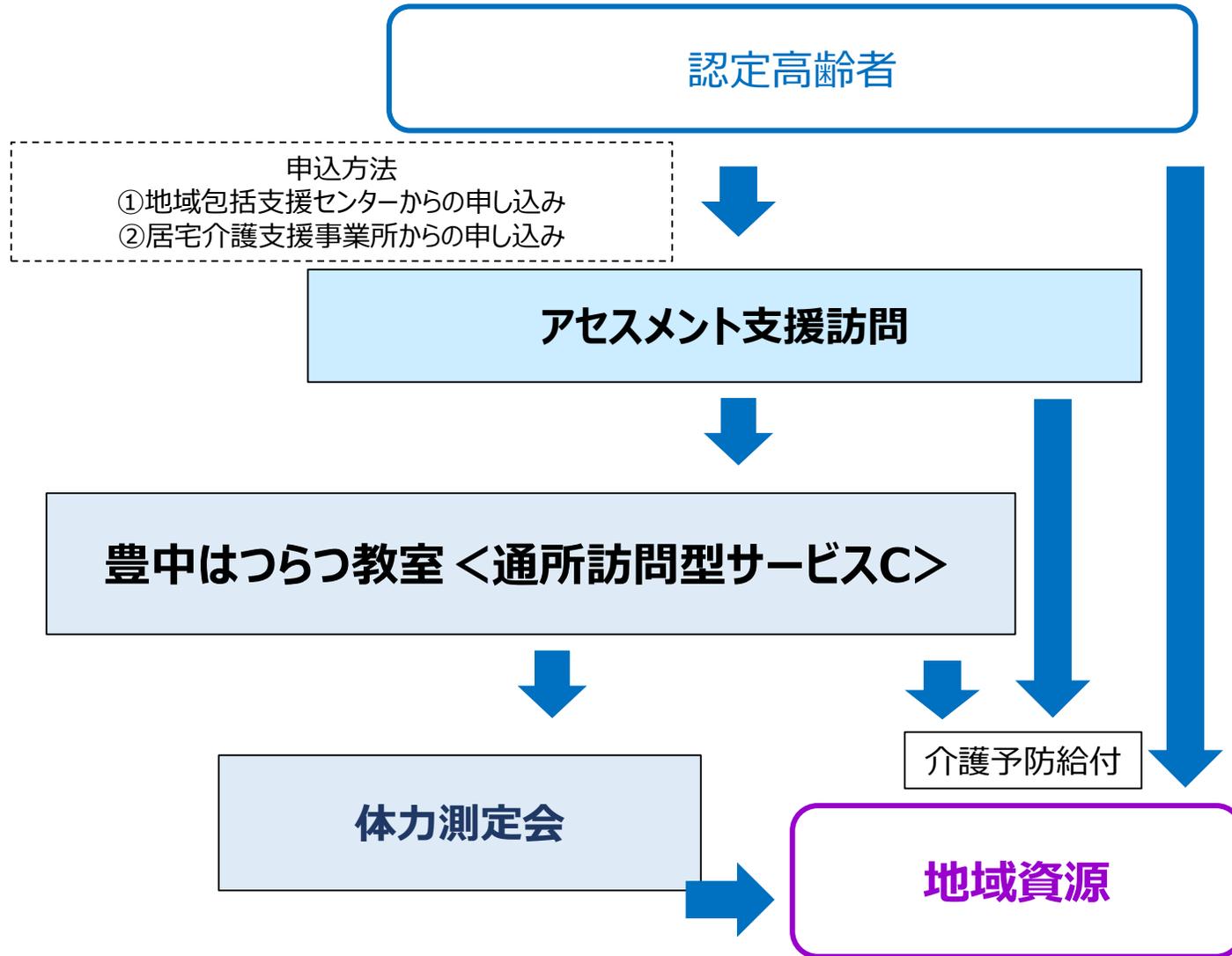


# 令和7年度からの介護予防事業について

豊中市 健康医療部  
健康推進課 健康支援係  
令和7年3月

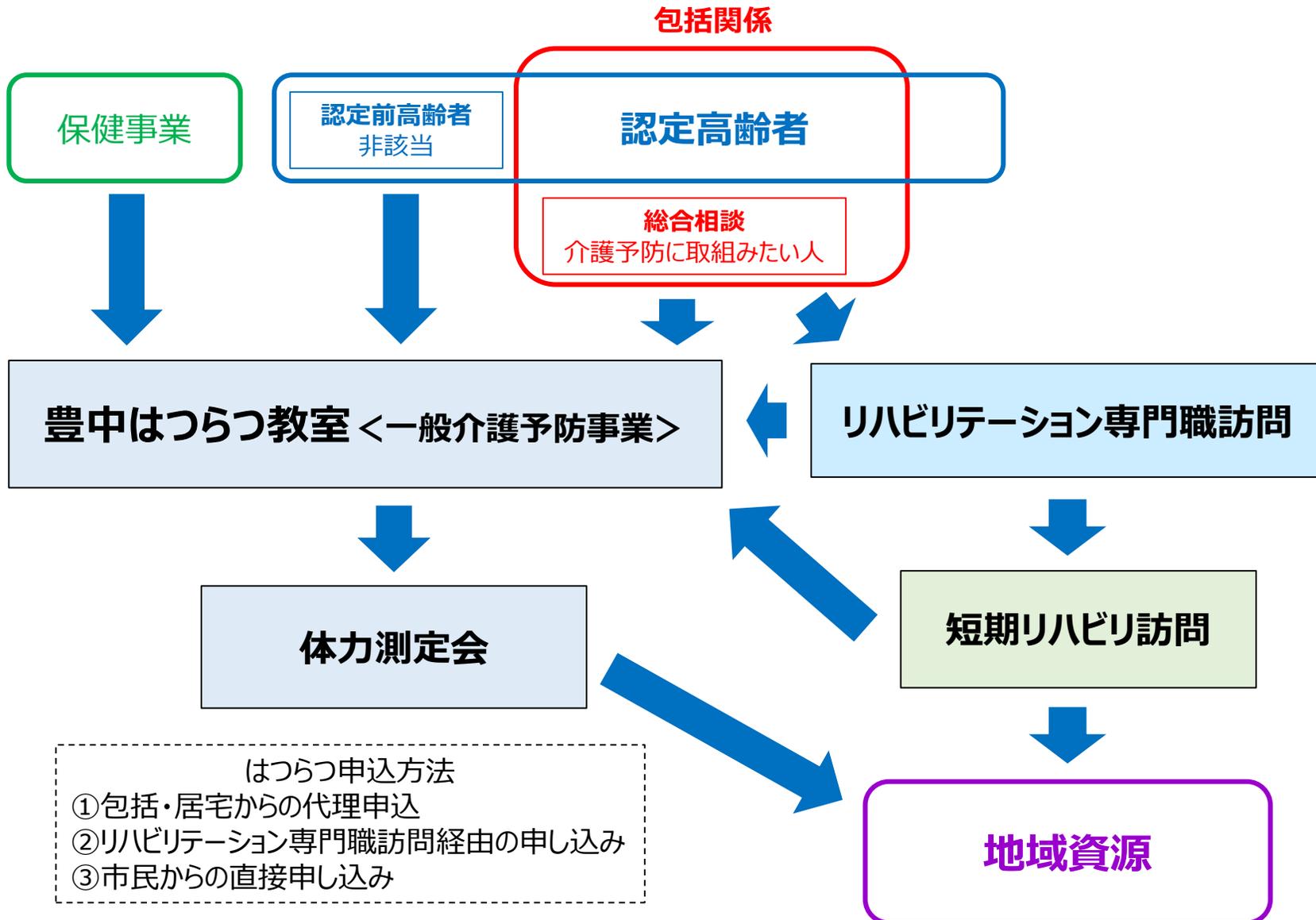
# 介護予防事業再編について

# 令和4-6年度までの介護予防事業の流れ



- ・豊中はずらつ教室のみを事業所に業務委託
- ・対象者は、地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所から依頼をいただいた要支援1.2、事業対象者
- ・適応判定・事前評価は、アセスメント支援訪問にて実施
- ・卒業後の体力測定会は、地域包括支援センターが実施

# 令和7年度からの介護予防事業の流れ



・豊中はずらつ教室に加え、**体力測定会も事業所に業務委託**

・要支援認定者に加え、認定前高齢者まで利用対象者を拡大（**早期からの介護予防**）

・アセスメント支援訪問は廃止し、訪問職種を拡大した**リハビリテーション専門職訪問**として多職種連携を推進

# 各介護予防事業のご紹介

# 豊中はつらつ教室

令和7年から新しくなりました!!

対象：65歳以上の方

## 豊中 はつらつ 教室

日々の生活に  
お悩みの方、  
参加してみませんか？



3つの  
プログラム

1 リハビリ個別  
プログラム



リハビリテーション専門職による、  
ひとり一人の目標に  
あわせた運動指導。

3 いきいき  
健康講話



健康長寿や介護予防に  
つながる身体づくりや、  
地域にある活動の場などのお話。

2 とよなか  
パワーアップ体操



とよなかパワーアップ体操で、  
楽しく足の筋力や体力の向上。

週1回  
(120分)  
3か月

参加費  
& 送迎  
無料

サービスを利用できる方

- 豊中市内在住で65歳以上の方
  - 要支援1・2、事業対象者の認定がある方
- ※担当のケアマネジャーや担当地区の  
地域包括支援センターまでご相談ください。

とくに  
オススメ!

サービスを利用できない方

- 要介護1～5認定の方
- デイサービスや訪問リハビリを利用している方
- 自力での歩行が困難な方

参加者の声

- 腰や膝が高くて歩くのが億劫になっていましたが、運動や歩き方のポイントを学んで痛みも歩くのも楽になりました。
  - 運動習慣が身につく、地域の体操グループにも参加できるようになりました。
- ※令和6年度上半期

歩行  
能力  
改善  
した  
90%

下肢  
筋力  
改善  
した  
92%

生活  
満足度  
改善  
した  
90%

- 目的：自立支援と重度化防止 社会参加 健康寿命延伸
- 一般介護予防事業
- ケアプラン：介護予防ケアマネジメント不要
- 対象者：65歳以上一般高齢者 要支援1.2 事業対象者に特におすすめ
- 除外基準：要介護認定、第2号被保険者、自立歩行困難者、通所介護・通所リハ・訪問リハ利用者
- サービス概要：概ね3カ月間のうちに通所12回、訪問1回（開始時）
- 主なサービス内容：リハビリ専門職による個別支援、集団体操（とよなかパワーアップ体操）、健康講話、体力測定、ソーシャルコーディネート

# 豊中はつらつ教室後の体力測定会

令和7年  
**4月**  
予約受付中!

はつらつ教室を卒業された方へ

**体力測定会のご案内**

※月1回、6カ月間参加可能  
※送迎を希望の方は予約の際に  
申し出ください

**CHECK!**

- ・毎月開催! 参加費無料! 送迎あり!
- ・ご自身の体力をチェックしましょう!

**【内容】**  
身体測定、血圧測定、体力テスト、歩行機能測定、  
介護予防(はつらつ)手帳の確認、生活相談

**【場所】**  
トレーニングセンターアクティブ柴原

**【対象者】**  
はつらつ教室を修了された方  
※要介護認定になられた場合は参加できません。

開催日時	下記時間帯 各6名 ※要電話予約
水曜日	10:30~11:30
木曜日	13:00~14:00
開催なし	2日(水)、3日(木)

**【持ち物】**

- ・動きやすい服装、上履き、タオル、飲み物
- ・介護予防(はつらつ)手帳  
※お持ちでない方は当日、会場でお渡しします。

**【その他】**

- ・ご来場の際はマスク着用をお願い致します。
- ・体調が優れない時は無理をせず、参加をお控えください。

<ご予約・お問い合わせ>  
トレーニングセンターアクティブ柴原  
TEL 06-6852-7007 〒560-0054 大阪府豊中市桜の町1丁目5-11



➤卒業後6か月間、豊中はつらつ教室事業所が体力測定・社会参加・セルフケア指導を実施

# 豊中はつらつ教室で期待される効果

## 参加者の声

- 腰や膝が痛くて歩くのが億劫になっていましたが、運動や歩き方のポイントを学んで痛みも歩くのも楽になりました。
- 運動習慣が身につき、地域の体操グループにも参加できるようになりました。

※令和6年度上半期



▶ 教室卒業者のうち、9割の方で歩行能力、下肢筋力、生活満足度の改善が得られている

# 豊中はつらつ教室 実施事業所

住所：豊中市桜の町1丁目5-11  
電話番号：06-6852-7007（仮）

教室開催	月	火	水	木	金
AM 9:30-11:30	○	○		○	
PM 13:00-15:00	○	○	○		

トレーニングセンター  
アクティヴ柴原

住所：豊中市西緑丘1丁目1-31 Crice Nikko緑丘4階-1  
電話番号：06-6852-7007

教室開催	月	火	水	木	金
AM 9:30-11:30	○		○	○	
PM 13:00-15:00	○	○		○	

トレーニングセンター  
アクティヴ少路

住所：豊中市原田元町3-13-1  
電話番号：080-7486-0176

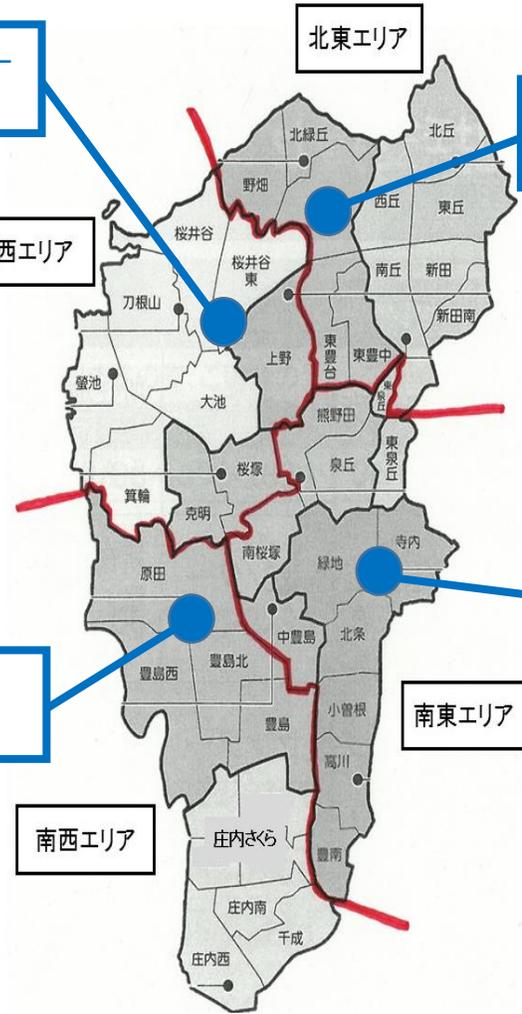
教室開催	月	火	水	木	金
AM 10:00-12:00	○		○	○	
PM 14:00-16:00	○	○	○	○	

原田介護予防センター

住所：豊中市寺内1-1-10  
ローズコミュニティー・緑地  
電話番号：080-5763-8533

教室開催	月	火	水	木	金
AM 9:30-11:30		○	○	○	○
PM 13:30-15:30		○		○	○

愛和会



# こんな方に是非すすめてください



## 【こんな方に是非すすめてください】

- 介護予防に取り組みたいと包括窓口にご相談に来られた方
- 介護認定申請を検討しているが、日常生活が概ね自立できている方
- 要支援認定を持っているが短期集中的な介入で改善が期待できる方
- 膝痛や腰痛で運動や歩行がしんどくなってきた方
- 転ぶのが不安で外出しにくくなってきた方

➤ 介護認定申請相談等に来られたものの緊急性がなさそうな方に対して、『認定がなくても使えるサービスがありますよ』と積極的にご提案いただくと幸いです。もちろん要支援1.2の方のご利用も大歓迎です。

# 豊中はつらつ教室の利用方法

申込み・問い合わせ

豊中市健康医療部 健康推進課



06-6858-2236 (平日 8:45-17:15)

- お申し込みは健康推進課までお電話でお願いします（代理での電話申し込みも可能）
- 市民（高齢者、ご家族）から直接、申し込みも可能です
- ただし、**ケアマネジャーとして担当している方（ケアプランのある方）**が利用する場合は、**原則ケアマネジャーより申し込み**をお願いいたします
- 他の給付サービス利用でケアプランがある方は、豊中はつらつ教室事業所までケアプランのご提出をお願いいたします
- 教室開始前には事業所の療法士が自宅にご訪問させていただきます（ケアマネジャーの同席は不要です）

# リハビリテーション専門職訪問

## 多職種のかで フレイル予防に挑む！

対象：豊中市内在住の65歳以上の方

内容：専門職がご自宅にお伺いし、介護予防に関する様々な悩みに対応します

費用：無料

\* 要支援認定がある方も利用できます  
(担当ケアマネジャーがいる場合、事前にご相談の上お申し込みください)

\* ご要望に応じて、複数回の利用も可能です(上限有)



地域リハビリテーション活動支援事業

## リハビリテーション専門職訪問

- 目的：自立支援 社会参加 健康寿命延伸等
- 一般介護予防事業
- ケアプラン：介護予防ケアマネジメント不要
- 対象者：65歳以上一般高齢者 要支援1.2 事業対象者に特におすすめ

### ☆ケアマネジャーの皆様：対象者支援においても是非ご活用ください☆



#### 理学療法士/作業療法士

・心身の衰えからくる日常生活能力や歩行能力の低下、福祉用具や住宅改修の悩みなどに対して助言や提案を行います

(対応可能なお悩み事例)

『どんな歩行器を使えばいいかわからない』  
『体力や歩行に不安があり、このままでは将来が不安だ』  
『どんな運動をすればいいのかわからない』  
『どこに手すりを付ければいいのかかわからない』



#### 管理栄養士

・食事の過不足や栄養バランス、食欲不振、痩せや肥満、フレイルを予防する食材や間食の選び方などに対して助言や提案を行います

(対応可能なお悩み事例)

『年々痩せてきて体力が落ちてしまった』  
『毎日同じものはかり食べてる』  
『食欲がわかない、食事の楽しみが少ない』  
『タンパク質が大事なのはわかるけど、どうやって摂取できるかわからない』



#### 言語聴覚士

・飲み込みづらさや食べにくさ、むせることが多いなどの悩み、口腔状態や嚥下の状態、適切な食事形態などに対して助言や提案を行います

(対応可能なお悩み事例)

『最近喉の力が大きく弱っている』  
『食事中にむせたり、のどにひっかかることが増えてきた』  
『どのような形の食べ物なら、誤嚥が減るのかわからない』

- 除外基準：要介護認定、第2号被保険者
- サービス内容：医療専門職が自宅に伺い、個別支援、相談対応
  - \* 理学療法士・作業療法士は1回(継続支援希望は訪問C)
  - \* 言語聴覚士・管理栄養士1-6回
- ケアマネジャーとして担当している方は初回のみ同行をお願いします

お申込み・お問い合わせ ☎ 06-6858-2236

(平日 8:45-17:15) 担当課 豊中市健康医療部 健康推進課



## 理学療法士/作業療法士

・心身の衰えからくる日常生活能力や歩行能力の低下、福祉用具や住宅改修の悩みなどに対して助言や提案を行います

(対応可能なお悩み事例)

『どんな歩行器を使えばいいかわからない』

『体力や歩行に不安があり、このままでは将来が不安だ』

『どんな運動をすればいいのか…』

『どこに手すりを付ければいいのかわからない』

## 【こんな方に是非すすめてください】

- 福祉用具貸与や住宅改修を検討している方
- 生活や体力面に漠然とした不安がある方
- 介護予防につながる運動の指導を受けたい方
- サービス提案等の際に、リハ職の視点からの評価やアセスメント、合意形成の支援が必要な方
- 介護予防に取り組みたい方

# 管理栄養士によるリハビリテーション専門職訪問



## 管理栄養士

・食事の過不足や栄養バランス、食欲不振、痩せや肥満、フレイルを予防する食材や間食の選び方などに対して助言や提案を行います

(対応可能なお悩み事例)

『年々痩せてきて体力が落ちてしまった』

『毎日同じものばかり食べてる』

『食欲がわからない、食事の楽しみが少ない』

『タンパク質が大事なのはわかるけど、どうやったら摂取できるかわからない』

## 【こんな方には是非すすめてください】

- 低体重もしくは肥満で体重のコントロールが必要な方
- ここ最近、意図せず体重が減少してきている方
- 食事内容に悩みを抱えている方
- 明らかな誘因なく、食思不振が続いている方
- 豊中はずらつ教室の利用に併せて、食事内容も見直したい方

# 言語聴覚士によるリハビリテーション専門職訪問



## 言語聴覚士

・飲み込みづらさや食べにくさ、むせることが多いなどの悩み、口腔状態や嚥下の状態、適切な食事形態などに対して助言や提案を行います

(対応可能なお悩み事例)

『最近嘔むのが大変で困っている』

『食事中にむせたり、のどにひっかかることが増えてきた』

『どういう形の食べ物なら、誤嚥が減るのかわからない』

## 【こんな方には是非すすめてください】

- ・ 飲み込みづらさを感じている方
- ・ 最近、むせが増えたと感じている方
- ・ オーラルフレイルなどお口の状態に悩みを抱えている方
- ・ むせにくい安全に食べられる食事形態を知りたい方
- ・ 脳卒中や誤嚥性肺炎の既往があり、口腔や嚥下状態に不安がある方

# リハビリテーション専門職訪問の利用方法

**お申込み・お問い合わせ ☎ 06-6858-2236**

(平日 8:45-17:15) 担当課 豊中市健康医療部 健康推進課

- お申し込みは健康推進課までお電話でお願いします (代理での電話申し込みも可能)
- 市民 (高齢者、ご家族) から直接、申し込みも可能です
- ただし、**ケアマネジャーとして担当している方 (ケアプランのある方) が利用する場合は、原則ケアマネジャーより申し込み**をお願いいたします

# 短期リハビリ訪問

訪問型短期集中サービスC

## 短期リハビリ訪問

・短期リハビリ訪問は、外出や家事、体力の不安など生活に困りごとを抱える方を対象に、リハビリ専門職がご自宅まで訪問し、短期間（1～3カ月間、最大6回）集中的に指導や助言を行い、困りごとの改善や自立支援を推進するサービスです

・対象：要支援1.2 事業対象者

・費用：無料

\* 利用中はケアプランが必要です

\* 要介護認定の方は利用できません

(対応可能なお悩み事例)

『短期間で成果を出したい』

『住宅改修や福祉用具を検討したい』

『どんな運動から始めていいかわからない』

『外出できるようになりたい』

『退院直後で体力が衰えている』

『自宅内での動きに支障がでて困っている』

『自宅内で転倒することが増えてきた』



☆ケアマネジャーの皆様：対象者支援においてもご活用ください☆

お申込み・お問い合わせ ☎ 06-6858-2236

(平日 8:45-17:15) 担当 豊中市健康医療部 健康推進課

- ・ 目的：生活課題改善、自立支援、社会参加、健康寿命延伸等
  - ・ 訪問型短期集中サービスC
  - ・ ケアプラン：介護予防ケアマネジメントA  
\* 卒業後半年間、介護予防ケアマネジメントB算定可能
  - ・ 対象者：要支援1.2 事業対象者
  - ・ 除外基準：要介護認定、第2号被保険者、通所介護・通所リハ・訪問リハ利用者
  - ・ サービス概要：概ね3カ月以内で1-6回
  - ・ 主なサービス内容：理学療法士・作業療法士による個別支援、相談対応
- \* 事前にリハビリテーション専門職訪問 (POT) による適応判定が必要です**  
**\* 短期リハビリ訪問終了後に豊中はずらつ教室に参加することも可能です**

# こんな方に是非すすめてください



## 【こんな方に是非すすめてください】

- 介護予防に取り組みたいがいきなり人が集まる場所に行くのは不安がある方
- 自宅内でも転倒が増えてきている方
- 福祉用具貸与や住宅改修を検討している方
- もう少し元気になれば外出や社会参加が可能になりそうな方

➤ 社会参加や外出、豊中はずらつ教室利用に繋がりたいが、今一步外出に不安があったり、自宅内や近隣での生活に不安が残っている方がいましたら、ご提案いただけますと幸いです

# 短期リハビリ訪問の利用方法

**お申込み・お問い合わせ ☎ 06-6858-2236**

(平日 8:45-17:15) 担当課 豊中市健康医療部 健康推進課

- 短期リハビリ訪問は、リハビリテーション専門職訪問の後に利用可能となるサービスとなります。**短期リハビリ訪問をご提案の際は、事前にリハビリテーション専門職訪問の依頼**をお願いいたします
- お申し込みは健康推進課までお電話でお願いします（市民の直接申し込みは不可）

\* ケアプランは健康推進課までご提出をお願いします

# 令和7年度から再編する介護予防事業（社会参加を目標とした介護予防の推進）

要支援1・2  
事業対象者  
介護予防に取り組みたい全ての65歳以上高齢者

## 【豊中はつらつ教室（通所型短期集中サービス）】

リハビリ専門職など医療・介護・福祉の専門職が通所集合型かつ短期間（1～3カ月間）集中的に指導や助言を行い、生活の困りごとの改善や自立支援を推進します。送迎付き。

対象：65歳以上高齢者で介護予防に取り組みたい方  
除外基準：要介護1-5認定のある方、デイサービスや訪問リハビリを利用している方、自力歩行が困難な方

\* 豊中はつらつ教室は、令和7年度より一般介護予防事業に再編する為、本教室利用に伴う**ケアプランは不要**です



## 【リハビリテーション専門職訪問】

リハビリ専門職、管理栄養士、言語聴覚士等の医療専門職がご自宅までお伺いし、指導や助言（福祉用具や住宅改修、介護サービス検討の相談含む）を行うことで困りごとの改善や自立支援を推進します。

対象：65歳以上高齢者で介護予防に取り組みたい方

\* 令和4-6年のアセスメント支援訪問を補完する事業



## 地域資源を活用した社会参加

### 【豊中パワーアップ体操自主グループ（通いの場）】

豊中市オリジナルの介護予防体操である「とよなかパワーアップ体操」を実施する自主グループの立ち上げを支援しています。グループ活動開始後も専門職が定期的に体力測定や正しい体操方法の振り返り等を行い、グループ活動の継続を支援しています。

対象：介護予防に取り組みたい方

ぐんぐん元気塾

老人クラブ

ボランティア・就労



### 【短期リハビリ訪問（\*総合事業）】

リハビリ専門職が訪問型で短期間（1～3カ月間）集中的に指導や助言を行い、困りごとの改善や自立支援を推進します。

**対象：事業対象者・要支援認定者**  
除外基準：要介護1-5認定のある方、デイサービスや訪問リハビリを利用している方、自力歩行が困難な方

\* **ケアプランが必要**です

# 介護予防ケアマネジメントの取り扱い

# 豊中はつらつ教室 介護予防ケアマネジメントの取り扱い

	令和4-6年 豊中はつらつ教室	令和7-8年 豊中はつらつ教室
介護予防 ケアマネジメントA	教室参加中算定可能（必須）	算定不可
介護予防 ケアマネジメントB	教室卒業後6か月間算定可能	算定不可 *ただし、教室参加中に他サービス利用でケアA（予防支援）を算定していた方が教室卒業後にサービスを終了すれば算定可能 *必須でない
事業移行期 の対応	令和6年度内に教室に参加された方は、年度をまたいでも現行制度で算定可能 （例：3月に開始した者は4.5月にケアA、卒業後6か月間ケアB算定可能） *必須でない	

# 短期リハビリ訪問 介護予防ケアマネジメントの取り扱い

	令和7年 短期リハビリ訪問
介護予防 ケアマネジメントA	教室参加中算定可能（必須）
介護予防 ケアマネジメントB	教室卒業後6か月間算定可能

\* 介護予防ケアマネジメントBの詳細は介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（令和6年4月版：長寿安心課が作成）をご確認ください

# Q&A集

# Q&A (豊中はつらつ教室)

Q 豊中はつらつ教室は給付サービスと併用ができるのか

A デイサービス・デイケア・訪問リハとは、原則併用できません（福祉用具や訪問介護、医療リハ等とは併用できます）

Q 豊中はつらつ教室は、アセスメント支援訪問を経ずに直接申し込めるようになったが、サービス提案内容に悩む場合、リハビリテーション専門職訪問を使ってから検討してもよいのか

A 全く問題ございません。是非、リハビリテーション専門職訪問を積極的にご活用ください。

Q 豊中はつらつ教室のみの利用では介護予防ケアマネジメントAを算定できないのか

A 令和7年4月以降に豊中はつらつ教室を利用開始される場合、他の給付サービスの利用がない場合は、算定できません。なお、令和7年3月までに開始された場合の取り扱いは、スライド21【事業移行期の対応】の項をご確認ください

Q 豊中はつらつ教室は繰り返しの利用は可能か

A 前回の利用終了から1年経過していれば再利用は可能です。また、1年経過していなくても、なんらかの有害事象により状態が悪化した方で再利用をご希望の場合は、個別にご相談ください

## Q&A (豊中はつらつ教室)

Q ケアプランがある方の場合、利用希望者本人ではなくケアマネジャーから電話申し込みしなければならないのはなぜか

A ケアプランのある要支援高齢者に対して、ケアマネジャーを経ずにサービス導入するのは望ましくないと考えています（他サービスの調整や今後のケアマネジメントの方向性と異なってくる可能性がある為）。利用希望者とケアマネジャーで協議の上、申込みするかどうかご検討いただきたい。

Q 豊中はつらつ教室では、利用が決まった後にケアプランの提出をとっているがなぜ必要なのか

A 豊中はつらつ教室事業所には、要支援高齢者には、ケアプランに基づき生活課題を把握し、社会支援紹介を含めた指導を行っていただくよう依頼しており、ケアプランをご提出いただきたい。なお、豊中はつらつ教室事業所に対するケアプランに提出には、特に期限は設けていませんが、利用が決まり次第可能な限り早期に提出をお願いします。

Q 豊中はつらつ教室は、いつ申し込めば、いつ開始できるのか

A 前月20日までの申し込みで翌月開始となります

## Q&A (リハビリテーション専門職訪問)

Q リハビリテーション専門職訪問は、ケアマネジャーの同行は必要なのか

A ケアマネジャーとして担当している方（ケアプランのある方）の初回訪問に限っては、同行をお願いします。要支援認定があっても、ケアマネジャーとして関わっていない事例の同行は不要です（希望いただければ同行は可能です）。

Q リハビリテーション専門職訪問は、土日や夜間の訪問依頼はできるのか

A 訪問時間は、市役所開庁時間（平日8時45分から17時15分）での設定をお願いします

Q 介護保険申請中でも訪問依頼はできるのか

A 申請中であっても明らかに要介護相当でなければ、訪問の対象となります

Q 新規のサービス利用時以外でも、訪問の依頼はできるのか

A 訪問依頼のタイミングに制約はございません。必要に応じて適時ご活用ください

## Q&A (リハビリテーション専門職訪問)

Q リハビリテーション専門職訪問は、言語聴覚士や管理栄養士は最大6回まで利用できるのに、理学療法士・作業療法士は1回のみなのは何故か

A 理学療法士・作業療法士による継続訪問支援を望まれる場合、短期リハビリ訪問のご利用をお願いいたします。短期リハビリ訪問は最大6回までご利用いただけます

Q リハビリテーション専門職訪問は、言語聴覚士訪問と管理栄養士訪問など複数職種の利用は可能か

A 複数職種を同時期に利用することも可能です

Q リハビリテーション専門職訪問の利用でも、ケアプランの提出は必要なのか

A リハビリテーション専門職訪問のみを利用している場合、ケアプランの提出は不要です

Q ケアマネジャーとして担当していないが、何らかの事情（担当者のご家族、知人等）で相談を受けた場合、リハビリテーション専門職訪問を提案してよいのか

A 一般高齢者も利用可能ですので、申込みの情報提供等をしていただけますと幸いです。その際、除外基準（要介護認定など）に該当していないか事前にご確認いただけますと幸いです

# Q&A (短期リハビリ訪問)

Q 短期リハビリ訪問では、ケアプラン作成は必須なのか

A 短期リハビリ訪問は、総合事業のサービスCに位置付けられている為、サービス利用中はケアプランが必要となります。その後、介護予防ケアマネジメントBに移行するかどうかは、担当ケアマネジャーのアセスメントと対象者の意向等により必要性を判断してください

Q 短期リハビリ訪問では、事前にリハビリテーション専門職訪問が必要な理由は

A 短期リハビリ訪問は、1-6回の短期集中的な介入で生活課題の改善を図る事業であり、改善可能か適応判定の為に必要となります

Q 短期リハビリ訪問は同行が必要なのか

A 短期リハビリ訪問時の同行は不要です。なお、初回と最終介入時に訪問者の作成した報告書を担当ケアマネジャーまで提出いたします

Q 短期リハビリ訪問後に給付サービスを卒業した場合、介護予防ケアマネジメントBは算定可能か

A 6か月間算定可能となります

ご静聴ありがとうございました

豊中市 健康推進課  
06-6858-2236

